

令和元年7月1日

会 員 各 位

一般社団法人 愛知県建設業協会  
専務理事 大西克義

特定特殊自動車の使用に係る大気汚染の防止に関する  
要綱の施行について(通知)

標記につきまして、このたび、名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課長から、別紙のとおり「特定特殊自動車の使用に係る大気汚染の防止に関する要綱」を令和元年7月1日から施行する旨の通知及び建設作業現場に対し、立入検査を実施する場合の協力依頼がありましたので、お知らせいたします。

以 上

❖ 参考

愛知県 オフロード法

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/tokuteitokusyujidousya.html>

環境省 特定特殊自動車排出ガス規制法

[http://www.env.go.jp/air/car/tokutei\\_law.html](http://www.env.go.jp/air/car/tokutei_law.html)

一般社団法人 愛知県建設業協会 会員各位

環境局地域環境対策部大気環境対策課長

特定特殊自動車の使用に係る大気汚染の防止に関する要綱の施行について（通知）

建設工事において、特定特殊自動車の使用に伴い発生するおそれのある大気汚染を防止するために必要な措置を定めることにより、市民が健康で安全な生活を営むことができる良好な環境を保全することを目的とし、別添のとおり、「特定特殊自動車の使用に係る大気汚染の防止に関する要綱」を令和元年 7 月 1 日から施行することとしましたので、お知らせします。

つきましては、本要綱の施行にあたり、本市公害対策室職員が貴社受注の建設作業現場に対し、立入検査を実施する場合がありますので、ご承知おきください。

## 記

### 1 策定の経緯

平成 17 年に設定した旧環境目標値は、一定の時期に見直しを行うこととされてきました。また、PM2.5 については、平成 21 年に環境基準が設定されたものの、達成率が低い状況であり、かつ市民の関心も高く環境基準達成に向けた取組が求められていました。このようなことから、平成 27 年 9 月に環境目標値の見直しと PM2.5 対策について、環境審議会へ諮問しました。

専門部会での審議、パブリックコメントを経て得た第一次答申では、目標値達成に向けた各種取組の一つに「建設機械等の対策」が挙げられており、市内の工事において排出ガス対策型建設機械の使用を原則とするための方策を検討することとなりました。

## 2 策定の目的

特定特殊自動車の使用に伴い発生するおそれのある大気汚染を防止するために必要な措置を定めることにより、PM2.5をはじめとする環境目標値の達成及び市民が健康で安全な生活を営むことができる良好な環境の保全を目的としています。

## 3 要綱の概要

### (1) 立入検査（排ガス測定の実施等）の実施規定

建設工事において使用する特定特殊自動車の不適正な使用による大気汚染を防止するため、本市職員（区公害対策室）による立入検査の実施について規定しています。

立入検査にあたっては、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示（平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号）に規定する技術基準への適合状況の確認、適正な燃料の活用状況の確認及び排出ガスの測定を行えることとしました。

### (2) 実施体制に係る規定

各公害対策室は、立入検査等に係る事務、大気環境対策課は、事業者、関係機関等との連絡調整に係る事務を担うことと規定しています。

## 4 留意事項

### (1) 立入検査（排ガス測定の実施等）の実施規定

貴社受注の特定建設作業の現場に立ち入りを行いますので、ご承知おきください。また、立入検査にあたっては、安全には特に留意し行うことを申し添えます。

### (2) 実施体制に係る規定

立入検査の結果、排出ガス濃度が規制値を上回るなど不適正な事例が見受けられた場合にあつては、愛知県等の関係行政機関へ情報提供することがありますので、ご承知おきください。

## 5 その他

名古屋市外で特定特殊自動車を使用する場合にあつても、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（オフロード法）の適用をうけますので、ご注意ください。

## 特定特殊自動車の使用に係る大気汚染の防止に関する要綱

(目的)

### 第1条

この要綱は、建設工事において、特定特殊自動車の使用に伴い発生するおそれのある大気汚染を防止するために必要な措置を定めることにより、市民が健康で安全な生活を営むことができる良好な環境を保全することを目的とする。

(用語の定義)

### 第2条

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 建設工事

建設業法第2条第1項に規定する「建設工事」をいう。

#### (2) 特定特殊自動車

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第二条第一項に規定するものをいう。

(立入検査等)

### 第3条

#### (1) 特定特殊自動車の検査等

名古屋市（以下「本市」という。）は、事業者が建設工事において使用する特定特殊自動車に関し、以下の検査等を実施することができる。また、当該検査の結果、大気汚染防止上の見地から必要な指導を実施することができる。

ア 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示（平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号）に規定する技術基準への適合状況

イ 同告示に規定する適正な燃料の活用状況

ウ 排出ガスの測定

エ その他、建設工事において大気汚染を防止する上で必要な事項

(2) 前号ウに規定する排出ガスの測定にあたっては、本市は、「特定特殊自動車排出ガス測定事前調査票」（様式1）により事前調査を行い、「特定特殊自動車の使用に係る大気汚染の防止に関する要綱に基づく立入検査通知書」（様式2）により、対象者に通知するものとする。

(3) 本市は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律及び本要綱の周知・啓発に努めるものとする。

(実施体制)

第4条

各公害対策室は、第3条に規定する事項について実施する。

大気環境対策課は、必要に応じ事業者、関係機関等との連絡調整を行う。

(その他)

第5条

この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

## 特定特殊自動車排出ガス測定事前調査票

区公害対策室

記入者

使用者 <sup>注</sup> (法人の場合は名称)		建設工事の 名 称	
使用者の 所 在 地		使用場所の 所 在 地	名古屋市
現場担当者	所属	氏名	Tel. — —

注：レンタルなど使用者と所有者が異なる場合（リースを除く）：レンタル会社名を記載

車名・型式			
製造年月日	年 月 日	定格出力	k w
表示の種類	技術基準適合表示 ( 年 ) ・ 少数特例表示 ( 年 ) ・ 確認証 ( 年 )		

注：車名・型式は、測定対象車の車体の表示等とともに、環境省 web ページ ([http://www.env.go.jp/air/car/tokutei\\_law.html](http://www.env.go.jp/air/car/tokutei_law.html)) の「[5]型式指定等の状況について」の型式届出特定特殊自動車一覧を参照して記載する。

注：対象機器の銘板により、確認が難しい場合にあつては、自主検査記録表（労働安全衛生法）などにより確認すること。

停車・測定 場所	広さ ( 適 不適 ) <u>注：十分な広さが確保できること(4m四方程度)</u> 100V 電源 (有・無) 電源がある場合：電源までの距離 ( m )
測定車両	ふかし抑制機能 (エコモード等) (有・無) 回転計 (有・無) 適合シール (有・無) 燃料の種別 ( 軽油 その他 ) <u>注：燃料購入伝票の提示を求めること</u>
排 気 管	長さ ( m ) 内径 ( m ) 屈曲 (有・無) 有の場合 排気管に真っ直ぐ挿入できる長さ ( m ) <u>注：排気管内径の3～6倍の長さが確保できるか。</u> <u>注：排気管は外気が混入しない構造か。</u> 地面から排気管口までの高さ ( m ) 排気管までの乗降方法 (乗降不要・ステップ・脚立) <u>注：安全かつ確実に採取できること (高所3m以上は避けること)</u>

&lt;測定にあたって&gt;

- 1 測定機材(発電機を含む)の搬入路及び設置場所を確保して下さい。
- 2 測定対象車の安全停車(安全装置のロック、車輪式の場合の歯止め、必要に応じカラーコーン等)を依頼して下さい。
- 3 無負荷急加速操作(測定前の3回の空吹かし、3回の加速操作)及びエンジン回転数の確認を依頼して下さい。

※可能なら測定対象車の写真(全景、排出口、操縦席(アクセル・エンジンメータ)等)を撮影する。

令和 年 月 日

様

名古屋市 区公害対策室長

特定特殊自動車の使用に係る大気汚染の防止に関する要綱に基づく  
立入検査通知書

特定特殊自動車の使用に係る大気汚染の防止に関する要綱（以下「要綱」とい  
う。）第4の規定に基づき、下記のとおり立入検査を行うので通知します。

記

1 日時

令和 年 月 日 時 分～

2 場所

(名古屋市 区 )

3 検査職員

区公害対策室 技師

4 検査内容

要綱第3条の規定による特定特殊自動車の排出ガス測定

5 その他

- (1) 本工事で使用されている特定特殊自動車について排出ガス測定を行う際、当該特  
定特殊自動車の作業の一時中止をお願いします。
- (2) 対象となる機器の操作等をお願いします。
- (3) 検査時は関係者の立会をお願いします。

本通知書、立入検査についてのお問い合わせ先

区公害対策室 ( 部公害対策担当)

所在地： 区

電 話：

F A X：

E-メール：

(平成22年3月施行)

平成22年特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則等一部改正について

# 軽油を燃料とする オフロード特殊自動車の 排出ガス規制が強化されます。

平成18年より、  
「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」  
(通称：オフロード法)によるオフロード特殊自動車の  
使用規制が始まっています。

今回の改正では、  
軽油を燃料とする  
オフロード特殊自動車について  
排出ガス規制の強化が行われ、  
PM(粒子状物質)の排出量が  
9割削減されます。

環境省・経済産業省・国土交通省



# 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (オフロード法)とは…

## 規制導入の経緯

一般自動車の排出ガス規制が進んだことを受けて、特殊自動車の排出ガス規制も段階的に進めることとなりました。

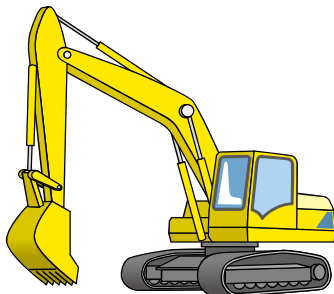
- ① 一般自動車の排出ガス規制強化進捗→特殊自動車の排出ガス寄与率上昇  
(自動車台数割合約7%に対し、PM約15%、NOx約32% (H12 推計))
- ② 公道を走行するオンロード特殊自動車の排出ガス規制を新規実施 (H15～)
- ③ 公道を走行しないオフロード特殊自動車の排出ガス規制を新規実施 (H18～)

## 規制対象：特定特殊自動車 (オフロード特殊自動車)

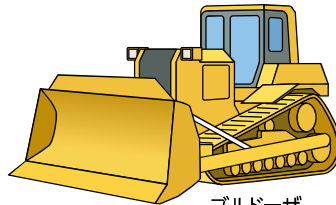
公道を走行しない特殊な構造の作業車 (油圧ショベル、ブルドーザ、フォークリフト、普通型コンバイン等)

**特徴**▶ オンロードのトラック等と違い、エンジンが高負荷・高回転で連続使用される頻度が多い。

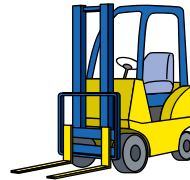
※公道を走行するものは道路運送車両法で規制



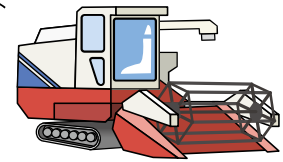
油圧ショベル



ブルドーザ



フォークリフト



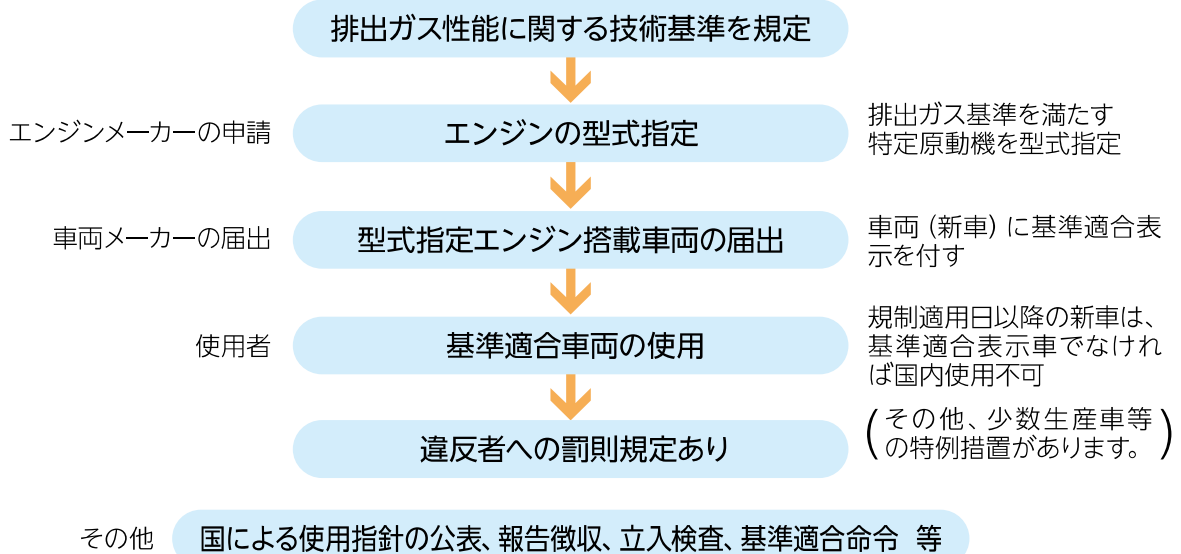
普通型コンバイン

### 特殊自動車の種類(例)

- ① 建設機械：油圧ショベル、ブルドーザ、ロード・ローラ、クローラ・クレーン
- ② 産業機械：フォークリフト
- ③ 農業機械：普通型コンバイン、一部の農耕トラクタ

## 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」の規制の枠組み

※規制適用日以後の新型車は、排出ガス基準を満たす基準適合表示を付したものでなければ国内使用ができないという規制です。



# 今回の基準改正の概要について

## 規制強化の背景

次のような背景から規制の強化が検討されました。

- ① ディーゼル特殊自動車の規制を強化しないと、一般自動車の排出ガス規制のさらなる強化に伴い、引き続き特殊自動車の排出ガス寄与率が高まると推定（自動車全体の中で寄与率PM約8割、NOx約5割に上昇（H32推計））
- ② オンロードのトラック・バス類の排出ガス低減技術の転用可能性を考慮
- ③ 国際的な排出ガス規制強化、統一基準化動向への対応が必要

## 中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」第9次答申（H20.1）

環境基本法第41条により環境省に置かれた中央環境審議会において、次のことが答申されました。この答申を受けて、今回の基準改正を行うこととなりました。

- ① ディーゼル特殊自動車について、2段階の排出ガス規制強化を目標設定  
 第1段階：2011年（H23）年規制→PM排出量9割削減（今回改正で対応）  
 第2段階：2014年（H26）年規制→NOx排出量9割削減
- ② 国際基準化される過渡試験モードを排出ガス試験法に追加（今回改正で対応）

## ディーゼル特殊自動車排出ガスの規制値の比較（抜粋）

- ① 改正前と改正後の規制値（例）～PMの規制値が約10分の1となるほか、他の排出ガス規制値も厳しい値となります。

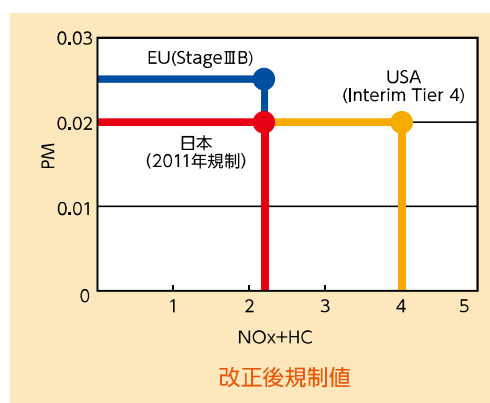
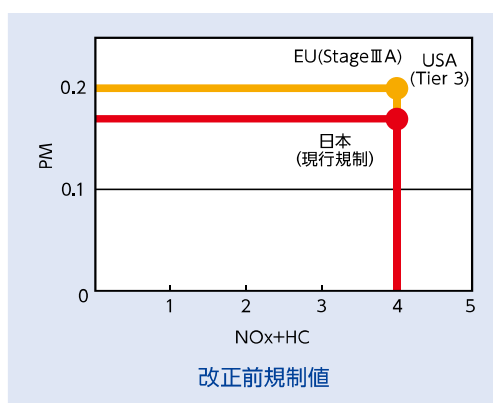
[単位：g/kWh]

定格出力	非メタン炭化水素（NMHC）		窒素酸化物（NOx）		粒子状物質（PM）	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
130kW以上 560kW未満のもの	0.40	0.19 （▲53%）	3.60	2.0 （▲44%）	0.17	0.02 （▲88%）

参考：一般自動車の規制値 ※試験方法が異なるので、あくまで参考

	新長期規制	ポスト新長期	新長期規制	ポスト新長期	新長期規制	ポスト新長期
トラック・バス						
重量車 （総重量3.5t超）	0.17	0.17	2.0	0.7	0.027	0.01

- ② 欧米規制値との比較（例）～日本の規制値は、欧米と同等か、やや厳しい値となっています。



# 1 改正内容の詳細について

## (1) 排出ガス新試験モードの追加

ディーゼル特殊自動車の排出ガス試験として、現行の定常モード試験（8モード法）に加えて、今後採用が想定される排気後処理装置の効果を適切に評価できるように、世界統一基準に規定されている過渡試験モード（NRTCモード）を追加します。

※NRTC：Non Road Transient Cycleの略

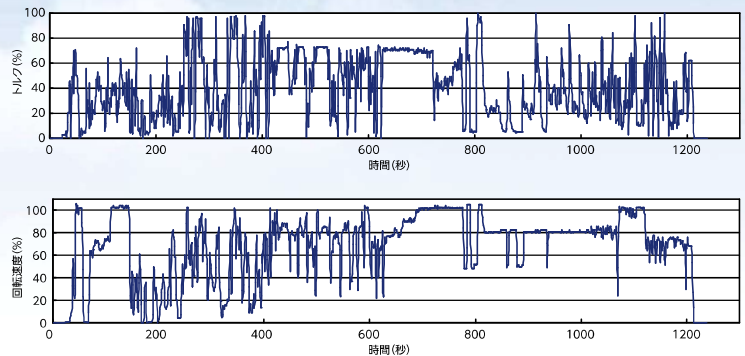


図 ディーゼル特殊自動車の排出ガス測定法に追加される過渡試験モード（NRTCモード）

## (2) ディーゼル特殊自動車の排出ガス基準値の規制強化

ディーゼル特殊自動車の排出ガス基準値を下記表のとおりに規制強化します。

ディーゼル特殊自動車の排出ガス基準値比較表

定格出力	一酸化炭素 (CO)		非メタン炭化水素 (NMHC)		窒素酸化物 (NOx)		粒子状物質 (PM)		ディーゼル黒煙	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
19kW 以上 37kW 未満 のもの	5.00 (6.50)	5.0 (6.5)	1.00 (1.33)	0.7 (0.9) ▲30%	6.00 (7.98)	4.0 (5.3) ▲33%	0.40 (0.53)	0.03 (0.04) ▲93%	40%	25%
37kW 以上 56kW 未満 のもの	5.00 (6.50)	5.0 (6.5)	0.70 (0.93)	0.7 (0.9)	4.00 (5.32)	4.0 (5.3)	0.30 (0.40)	0.025 (0.033) ▲92%	35%	25%
56kW 以上 75kW 未満 のもの	5.00 (6.50)	5.0 (6.5)	0.70 (0.93)	0.19 (0.25) ▲73%	4.00 (5.32)	3.3 (4.4) ▲18%	0.25 (0.33)	0.02 (0.03) ▲92%	30%	25%
75kW 以上 130kW 未満 のもの	5.00 (6.50)	5.0 (6.5)	0.40 (0.53)	0.19 (0.25) ▲53%	3.60 (4.79)	3.3 (4.4) ▲8%	0.20 (0.27)	0.02 (0.03) ▲90%	25%	←
130kW 以上 560kW 未満 のもの	3.50 (4.55)	3.5 (4.6)	0.40 (0.53)	0.19 (0.25) ▲53%	3.60 (4.79)	2.0 (2.7) ▲44%	0.17 (0.23)	0.02 (0.03) ▲88%	25%	←

注 1. 現行及び改正案欄中の値は平均値を表し、括弧内の値は上限値を表す。

2. CO、NMHC、NOx、PMの単位はg/kWhである。

3. 規制値 (CO、NMHC、NOx、PM) は、ディーゼル特殊自動車8モード法及びNRTCモード法によるもの。

4. 規制値 (ディーゼル黒煙) は、ディーゼル特殊自動車8モード法及び無負荷急加速黒煙の測定法によるもの。

5. 表中の▲の数字は、現行の平均値規制値からの低減率を示す。

6. NMHC欄の現行規制は炭化水素（今回改正で炭化水素からNMHCに変更）。

## (3) 少数生産車の基準の細目の改正

改正基準適用後は、改正前の基準による型式届出特定特殊自動車であったものか、改正後基準に適合した型式届出特定特殊自動車と同等の排出ガス性能を有するものとして下記に定める基準を満たすエンジンを備えたディーゼル特定特殊自動車が、少数生産車として申請できることとなります。（なお、下記基準を満たすだけでは型式届出特定特殊自動車となれず、別途、エンジンの型式指定を受ける必要があります。）

対象となる自動車の種類：ディーゼル特定特殊自動車

少数生産車の基準の細目 (改正基準適合車と同等の排出ガス性能を有するもの) の改正前後の比較表

定格出力	同等とみなす基準	
	改正前	改正後
19kW 以上 37kW 未満	Tier 2、Stage III A	Tier 4
37kW 以上 56kW 未満	Tier 3、Stage III A	Tier 4、Stage III B
56kW 以上 560kW 未満	Tier 3、Stage III A	Interim Tier 4、Stage III B

備考

1 Tier 2及びTier 3は、Code of Federal Regulations Title40 Chapter1 Part89に規定する基準を、Interim Tier4及びTier4は、Code of Federal Regulations Title40 Chapter1 Part1039 (以下「Part1039」という。)に規定する基準をいう。ただし、次に該当するものは除く。

イ Part1039の§1039.102に記載の規定のうち、定格出力56kW以上560kW未満のPhase-outの基準

ロ Part1039のSubpart Hに規定するthe averaging, banking, and trading program (以下「ABT program」という。)を適用したときに、ABT programのEmission creditsが負数となる

the family emission limit for the engine familyの基準  
2 Stage III A、Stage III Bは、97/68/EC及びその改訂指令に規定する基準をいう。

## (4) 適用開始時期について

今回の改正基準の適用開始時期は、定格出力帯毎に以下のとおりとなります。

適用日以後の新しい型式の特定特殊自動車は、改正基準に適合する必要があります。  
(括弧書き中の年月日前までが型式届出特定特殊自動車の経過措置期間となります。)

- ・ 定格出力130kW以上560kW未満の特定原動機を備えたもの  
平成23年10月1日（改正前の基準に適合した継続生産車及び輸入車については平成25年4月1日）
- ・ 定格出力75kW以上130kW未満の特定原動機を備えたもの  
平成24年10月1日（改正前の基準に適合した継続生産車及び輸入車については平成25年11月1日）
- ・ 定格出力56kW以上75kW未満の特定原動機を備えたもの  
平成24年10月1日（改正前の基準に適合した継続生産車及び輸入車については平成26年4月1日）
- ・ 定格出力37kW以上56kW未満の特定原動機を備えたもの  
平成25年10月1日（改正前の基準に適合した継続生産車及び輸入車については平成26年11月1日）
- ・ 定格出力19kW以上37kW未満の特定原動機を備えたもの  
平成25年10月1日（改正前の基準に適合した継続生産車及び輸入車については平成27年9月1日）

2011年規制	H23年度(2011年度)				H24年度(2012年度)				H25年度(2013年度)				H26年度(2014年度)				H27年度(2015年度)			
	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
軽油を燃料とするもの 19kW以上37kW未満(D1)											(10/1)新車規制適用日									
37kW以上56kW未満(D2)											経過措置23ヶ月				継続生産車規制適用日(9/1)					
56kW以上75kW未満(D3)											(10/1)新車規制適用日									
75kW以上130kW未満(D4)											経過措置13ヶ月				(4/1)継続生産車規制適用日					
130kW以上560kW未満(D5)											(10/1)新車規制適用日									
											経過措置13ヶ月				(11/1)継続生産車規制適用日					

※2014年規制の適用日は未定です。

## 特定特殊自動車の使用燃料調査分析結果について

特定特殊自動車は、車両メーカー指定の燃料以外の燃料が使用される場合があると言われています。メーカー指定外燃料の使用は、排出ガス性状の悪化やエンジントラブルの原因となる恐れがあるため、使用燃料の実態を把握し、メーカーが指定する適切な燃料の使用に関する普及啓発等の対策に資することを目的に、環境省では、平成18年度より使用燃料の抜取調査を実施しています。

### 1. 平成18～20年度3カ年とりまとめ分析

過去3年分、約600サンプルを分析したところ、以下の結果となりました。

- ① 硫黄分: 東日本に比べて西日本の数値が高い。
- ② A重油混入の有無: 西日本で混入推定件数が多い。
- ③ 灯油留分含有率: 東日本の積雪寒冷地での数値が高い傾向にある。

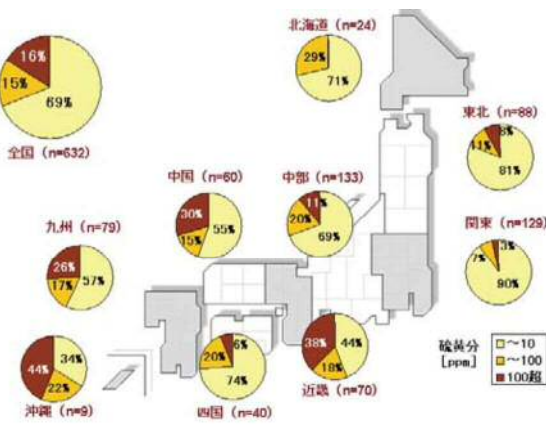
※調査時期が冬のため、積雪寒冷地における正規軽油中の灯油留分はもともと高めとなる。

### 2. 評価と今後の対応

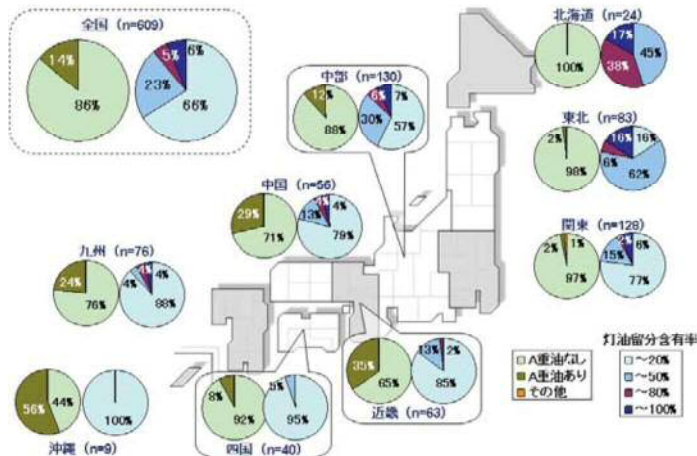
特定特殊自動車でもメーカー指定外の燃料を使用することは、法令違反(※1)ではありませんが、排出ガスの性状の悪化などをもたらすことから望ましいことではなく、改善する必要があります。

今後も更なる適切な燃料の使用に関する普及啓発を進めるとともに、オフロード法に基づく排出ガス抑制指針(※2)に基づき、特定特殊自動車の特性を理解し、正しく使用することで、排出ガスの排出抑制を確実なものとするため、関係機関と協力して抑制指針の周知とそれに基づく特定特殊自動車の使用を推進します。

※1 自治体が条例により、使用する燃料を規制している場合があります。  
※2 「建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針」(平成18年国土交通省告示第1152号)



【平成18～20年度とりまとめ(硫黄分分析)】



【平成18～20年度とりまとめ(A重油混入、灯油留分含有率)】

## 2 改正基準に適合した特定特殊自動車用の 基準適合表示様式の追加

(使用者の皆様へ：新車購入の際には、下記表示が車体に付されているかよく確認してください。)

改正基準に適合した特定特殊自動車に付する様式として、下記の3つが追加となります。



型式届出特定特殊自動車用  
(改正基準に適合するもの)



少数生産車用  
(改正前の基準適合車)



少数生産車用  
(改正基準と同等性能のもの)

### 特定特殊自動車の基準適合表示

#### 【従来様式】

以下のものに引き続き付されます。

(2006年基準適合車)

- 1) ガソリン・LPGを燃料とし、基準に適合するもの
- 2) 軽油を燃料とし、改正前の基準に適合するもの



#### 【追加様式】

軽油を燃料とし、改正基準に適合するものに付されます。

※定格出力19Kw以上560Kw未満共通で「2011年基準」と表記します。

### 少数生産車の表示(少数特例表示)



#### 【従来様式】

以下のものに、引き続き付されます。

- 1) ガソリン・LPGを燃料とし、少数生産車の基準に適合するもの
- 2) 軽油を燃料とし、改正前の少数生産車の基準に適合するもの



#### 【追加様式】

軽油を燃料とし、改正前の基準による型式届出特定特殊自動車等であった型式のものに付されます。

(規則第18条第1項第2号イ適用)



#### 【追加様式】

軽油を燃料とし、改正基準による型式届出特定特殊自動車と同等の排出ガス性能を有するものに付されます。

(規則第18条第1項第2号ロ適用)

(注1) 特定特殊自動車に、規定に従わずに基準適合表示若しくは少数特例表示を付したり、これらと紛らわしい表示を付してはいけません。【法第12条第4項関係】

(注2) 特定特殊自動車は、基準適合表示又は少数特例表示が付されたものでなければ、使用してはいけません。【法第17条関係】

(使用禁止の適用外となる特定特殊自動車の一部あります。)

# Q & A

## Q 1 これまで使っていた特殊自動車は使えなくなってしまうのか。

A 1 今回の改正にかかわらず、既存の使用過程車は、引き続きご使用になれます。排出ガス性能維持のため、定期的な点検整備やメーカー指定の燃料の使用をお願いします。

## Q 2 改正前の基準による特定原動機型式指定申請や特定特殊自動車型式届出等は、いつまでできるのか。

A 2 定格出力帯毎の改正基準適用日前に型式指定や型式届出が完了することを条件に、改正前の基準による承認申請等が可能です。十分な余裕期間を見込んで申請等をしてください。

## Q 3 改正前の基準による少数生産車の申請は、どうなるのか。

A 3 定格出力帯毎の改正基準適用日前に承認を得るのであれば、改正前の基準による申請を行うことが可能です。十分な余裕期間を見込んで申請等をしてください。また、改正基準適用日以後は、オフロード法の規制前継続生産車のみなし規定（規則附則第4条第2項関係）が適用されなくなりますのでご注意ください。

## Q 4 改正前の基準に適合した型式届出特定特殊自動車は、いつまで作ることができるのか。

A 4 今回の基準改正で定格出力帯毎に設けられた経過措置期間内であれば、従前の様式による基準適合表示を付して製作等を行うことができます。

## Q 5 改正前の基準により承認された少数生産車は、いつまで作ることができるのか。

A 5 今回の改正にかかわらず、承認後の製作台数が100台に達するまで、従前の様式による少数特例表示を付して製作等を行うことができます。

## Q 6 輸入車について何か特例措置はあるのか。

A 6 経過措置期限まで、改正前の基準による特定原動機型式指定申請や特定特殊自動車型式届出が可能です。ただし、当該自動車に改正前の基準による基準適合表示を付することができるのは、国産車と同じく経過措置期間内に製作等されたものに限りです。

## Q 7 基準適合表示や少数特例表示は、どこで手に入るのか。

A 7 当該表示は、環境省・経済産業省・国土交通省で配布するものではありません。自動車製作等事業者が所定の様式に従って作成した表示を完成検査の後に車体に付することになります。

## Q 8 既存の基準適合表示は、新しくする必要はあるのか。

A 8 新しくする必要はありません。改正後の基準に適合したものにのみ、新しい様式の基準適合表示を付することとなります。

## Q 9 ガソリン・LPGを燃料とするものはどうなるのか。

A 9 今回の改正では、基準の変更はありません。引き続き、従前どおりの基準により型式届出や少数申請等が可能です。また、型式届出特定特殊自動車等に従前どおりの表示を付することが可能です。

この資料に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

**環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 オフロード法担当**

住 所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：03-3581-3351 (代表) (内線 6525)

FAX：03-3593-1049

電子メール：kanri-jidosha@env.go.jp

オフロード法に関するホームページもございますので、ご覧ください。

**[http://www.env.go.jp/air/car/tokutei\\_law.html](http://www.env.go.jp/air/car/tokutei_law.html)**

# 重機等の買い替えに

融資をご利用下さい。

名古屋市内の中小企業・個人事業主の皆さまへ

## 環境保全・省エネルギー設備資金融資のご案内

- 対象：低騒音型・低振動型・排出ガス対策型・低炭素型建設機械及び特定特殊自動車への買い替えて、以下の条件に該当するもの

### 国土交通省策定

- 低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程
- 排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程又は第3次排出ガス対策型建設機械指定要領
- 低炭素型建設機械の認定に関する規程又は燃費基準達成建設機械の認定に関する規程

これらの規定等に基づき指定等された重機等に合致しないものから、合致するものへの買い替えが対象となります。

- 特定特殊自動車排ガスの規制等に関する法律

基準適合表示の付されていないものから、付されているものへの買い替えが対象となります。

- 融資限度額：3,000万円／年
- 金利：1.3% 名古屋市が半額利子補助します！※EV,HV,FCV 式の場合は全額補助
- 返済期間：7年間（返済据置期間1年間を含むことができます。）
- 国の補助金等との併用可（ただし、補助金相当分は融資対象額から除外）
- 必要な添付書類：カタログ、見積書、周辺地図、買替え元車両等の確認書類（車検証等）  
※ その他、申請書・計画書等名古屋市が様式を定める書類の提出が必要です。  
また、取扱金融機関において、別途書類の提出が必要となる場合があります。

### 取扱金融機関

（銀行）みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、北陸銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三重銀行、百五銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、第三銀行

（信用金庫など）岐阜信用金庫、愛知信用金庫、岡崎信用金庫、いちい信用金庫、瀬戸信用金庫、豊田信用金庫、碧海信用金庫、西尾信用金庫、蒲郡信用金庫、中日信用金庫、東春信用金庫、商工組合中央金庫



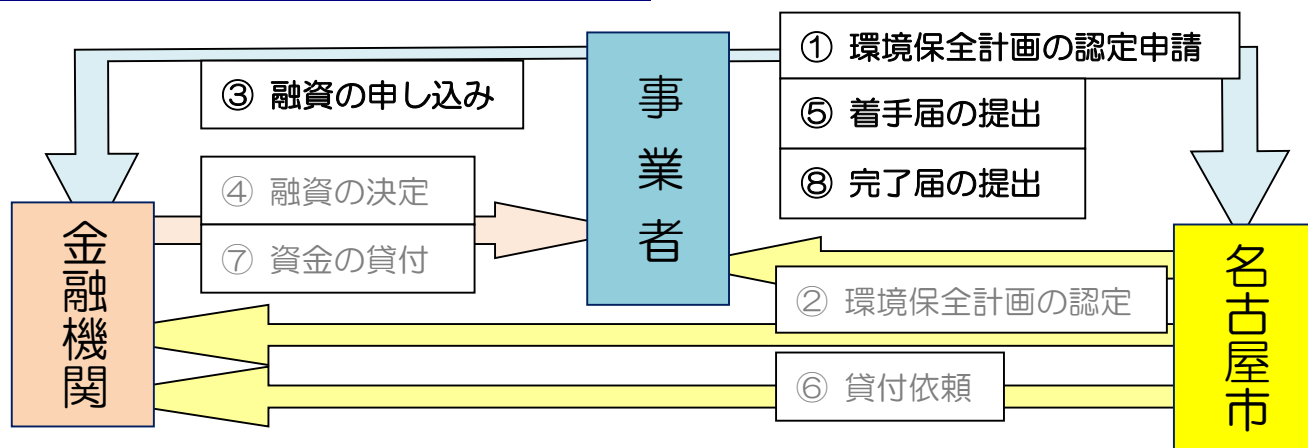
# さまざまな環境保全対策にご利用になれます

名古屋市環境保全・省エネルギー設備資金融資は、中小企業の方々の環境保全対策を支援するために、名古屋市環境局が行っている融資制度です。金利は 1.3%ですが、支払った利子に対して、名古屋市からの補助が受けられます。低騒音型建設機械等への買い替えのほか、次の用途にご利用いただけます。

利子補助	用途
全額補助	ハイブリッド・電気自動車等の購入、充電・充填設備等の設置 公害防止設備の購入・設置・改造、石綿の除去・飛散防止工事 公害防止のための名古屋市内での事業場の移転 など
半額補助	省エネ設備への入替、太陽光発電設備の設置、最新の排ガス規制に適合した貨物自動車又は乗合自動車への買替 など
補助なし	名古屋市内から市外への事業場の移転 など

※ 利子のほかに、取扱金融機関の判断で名古屋市信用保証協会の保証が必要になることがあります。その場合、保証料が別途必要です。(名古屋市信用保証協会 <TEL>052-212-3011)

## 申し込みから融資までの流れ



※1 融資申込から融資の決定まで、1～2ヶ月程度必要となります。

※2 契約は、④ 融資の決定を受けた後に行ってください。決定前の契約分は融資対象外です。

## お問合せ先

名古屋市環境局大気環境対策課（市役所東庁舎5階）  
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
<TEL> 052-972-2674 <FAX> 052-972-4155  
電子メール：a2674@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

詳細は名古屋市公式  
ウェブサイトで  
(<http://www.city.nagoya.jp/>)

資金融資

サイト内検索